

令和5年10月17日
四国電力送配電株式会社

系統連系受電サービス料金（発電側課金）の導入に伴う 割引エリアの公表について

2024年4月より導入を予定しております、系統連系受電サービス料金（以下、発電側課金）において、需要地近郊など送配電網の追加増強コストが小さい地域の電源については、送配電関連費用に与える影響に応じて、発電側課金の負担額を軽減する割引措置を講じることとしております。

先般、国の審議会※にて示された、「各一般送配電事業者の供給エリアにおける発電側課金の割引対象地域および割引区分（以下、割引エリア）の公表」に向けた準備が完了したため、下記リンクにて公表いたします。

[リンク：発電側課金における割引区分マップ](#)

なお、今回公表いたします、割引エリアにつきましては、託送供給等約款（以下、約款）認可前の情報であり、約款認可時と異なる場合がありますのでご了承ください。

実際に適用される各発電者さまの割引エリアにつきましては、約款認可申請後、各発電者さまに対して一般送配電事業者から個別に通知させていただく予定でございますので、通知後、ご確認いただきますようお願いいたします。

※：第86回制度設計専門会合（2023年6月27日 開催）